

飯塚市告示第223号

飯塚市空家再生促進支援補助金交付要綱(令和8年飯塚市告示第167号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月8日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市空家再生促進支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 買取再販事業者 県が実施する「空き家再生子育て応援事業」において<u>県及び本市と三者間で協定を締結し</u>、空家及びその敷地を直接空家所有者等から買い取り、リフォームして販売する者をいう。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯塚市空家再生促進支援補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 補助対象経費が分かる見積書<u>の写し</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(完了報告)</p> <p>第10条 交付決定者は、補助対象手続が完了したときは、市長が定める日までに次の各号に掲げる書類を添えて、飯塚市空家再生促</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 買取再販事業者 県が実施する「空き家再生子育て応援事業」において<u>県と協定を締結し</u>、空家及びその敷地を直接空家所有者等から買い取り、リフォームして販売する者をいう。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯塚市空家再生促進支援補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 補助対象経費が分かる見積書</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(完了報告)</p> <p>第10条 交付決定者は、補助対象手続が完了したときは、市長が定める日までに次の各号に掲げる書類を添えて、飯塚市空家再</p>

進支援補助金実績報告書により、市長に報告しなければならない。

(1) 空家及びその敷地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

(2)～(5) (略)

生促進支援補助金実績報告書により、市長に報告しなければならない。

(1) 空家及びその敷地の登記事項証明書の写し

(2)～(5) (略)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。